

家計動向に関するアンケート調査

1 調査目的

区民のごみ問題等への関心や意識、ごみ減量行動等の現状を把握し、これを一般廃棄物処理基本計画の改定に活用することを目的として、本調査を平成 15 年 12 月に実施した。

2 アンケートの発送・回収状況

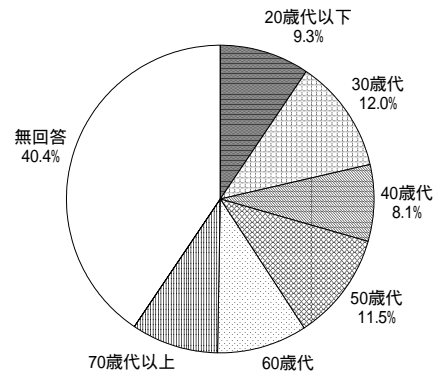
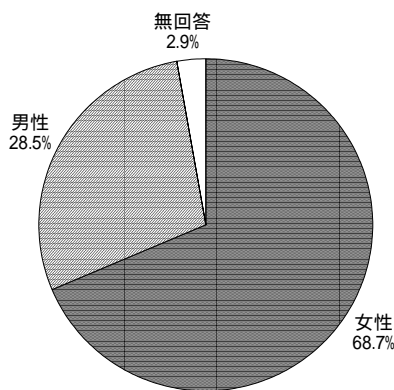
郵送により、アンケート調査票の発送、回収を行った。

- 発送数 1,000 件
- 回収数 418 件
- 転居先不明での戻り 6 件
- 有効回収率 42% (418 ÷ (1,000-6))

3 集計結果 418 件についての集計

回答者の属性

性別と年齢



(参考) 区のデータ: 男女比

住民基本台帳から(平成 15 年 12 月 1 日現在)

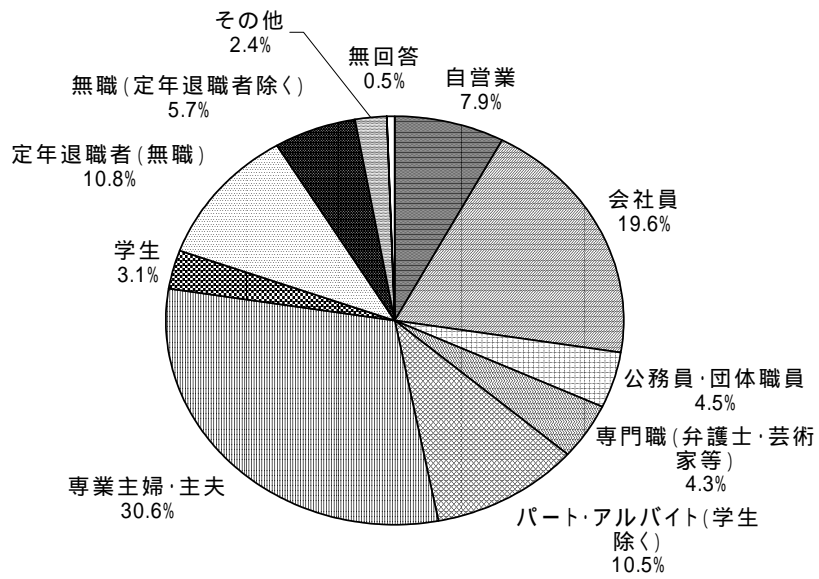
女性	51.9 %
男性	48.1 %

(参考) 区のデータ: 年齢別割合

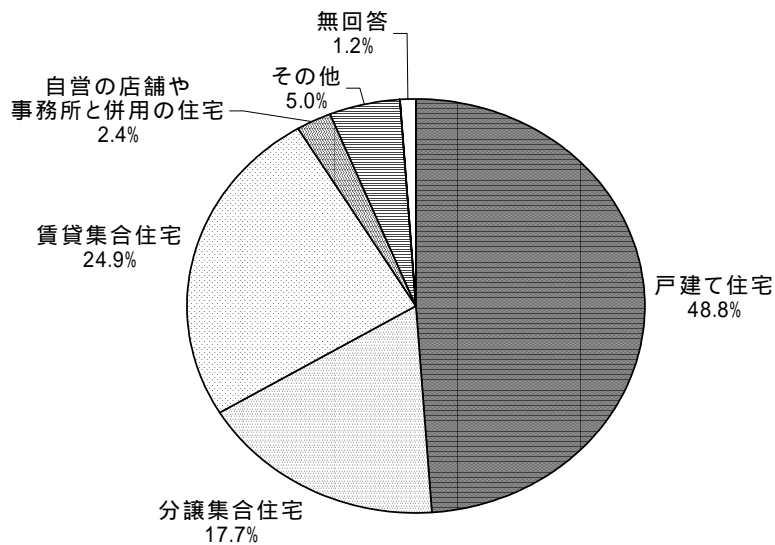
平成 12 年度国勢調査から

20 歳代以上	35.3 %
30 歳代	17.0 %
40 歳代	12.5 %
50 歳代	13.5 %
60 歳代	10.6 %
70 歳代以上	11.1 %

職業



住居形態



(参考) 区のデータ: 住宅の建て方別世帯数・世帯人員割合 平成 12 年度国勢調査から

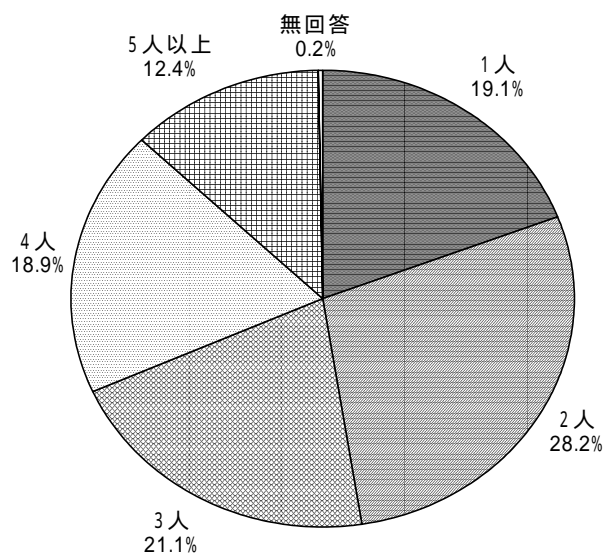
世帯数の割合

戸建	33.9 %
長屋建	2.3 %
共同住宅	63.4 %
その他	0.4 %

世帯人員の割合

戸建	42.5 %
長屋建	2.6 %
共同住宅	54.5 %
その他	0.4 %

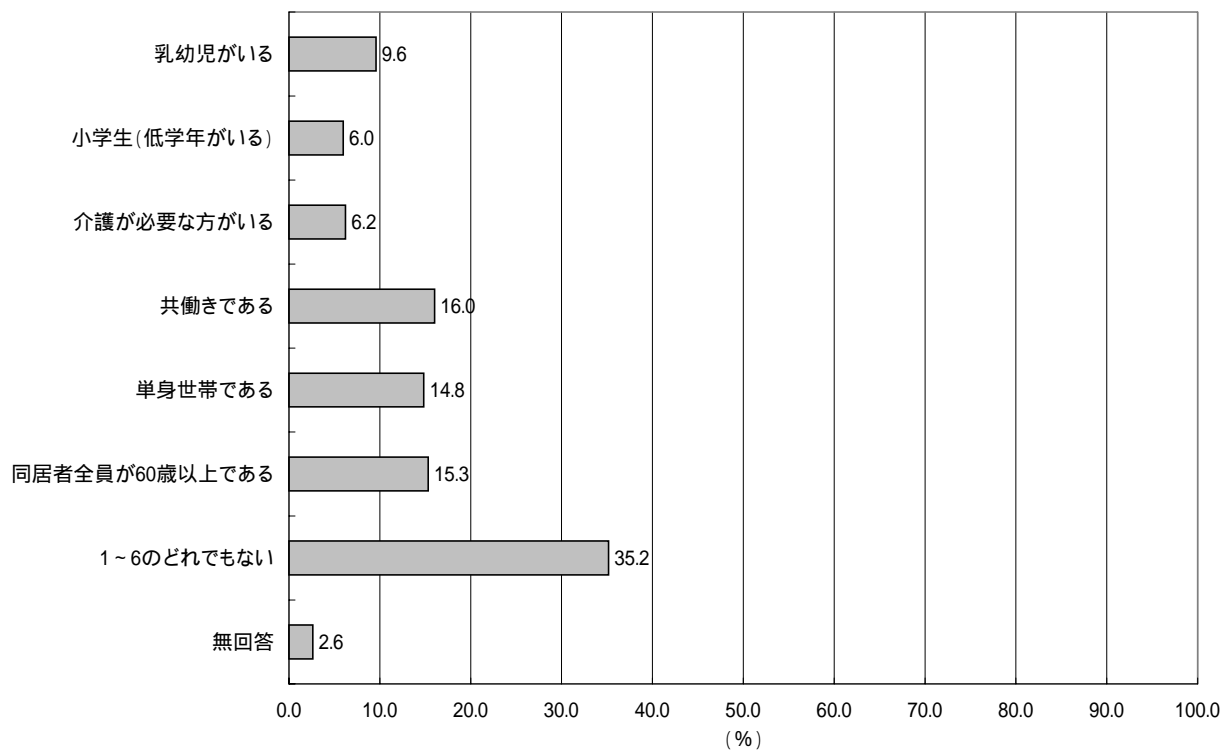
同居者数



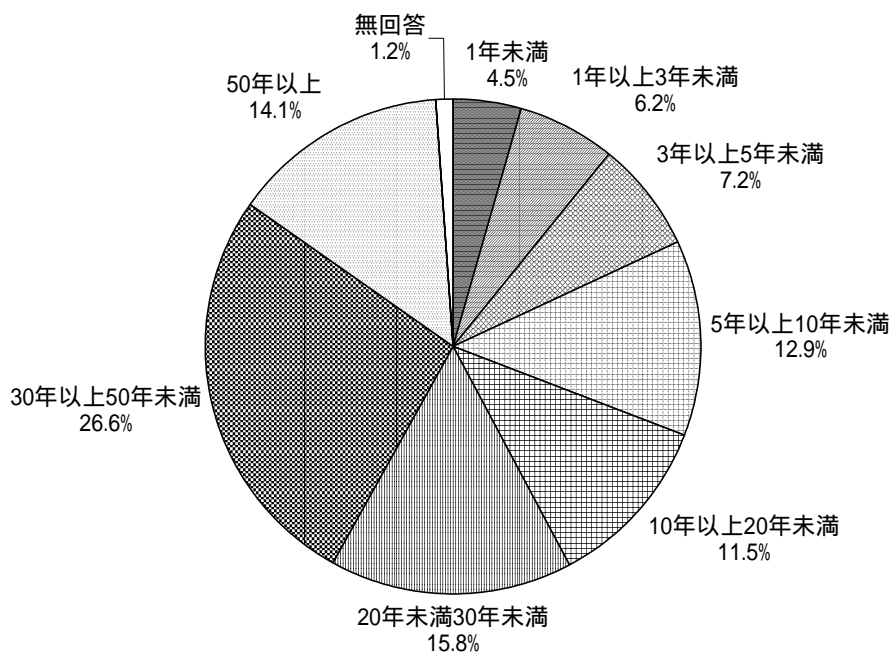
(参考) 区のデータ: 世帯人員別世帯割合 平成12年度国勢調査から

1人	47.5 %
2人	22.7 %
3人	14.3 %
4人	11.8 %
5人以上	3.7 %

同居者の構成



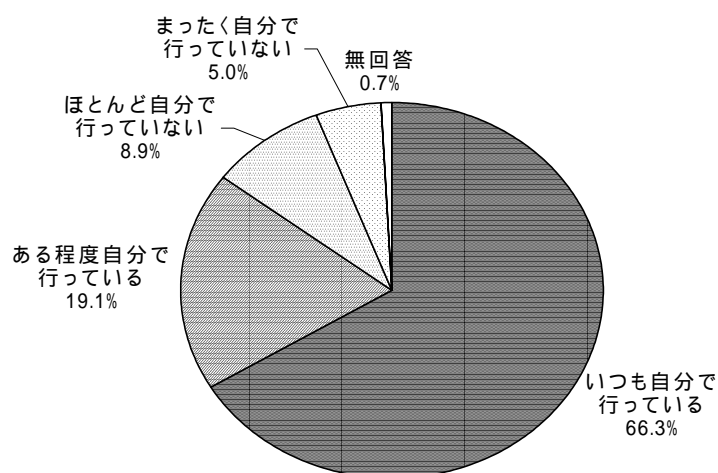
居住年数



区のデータ:居住期間 平成12年度国勢調査から

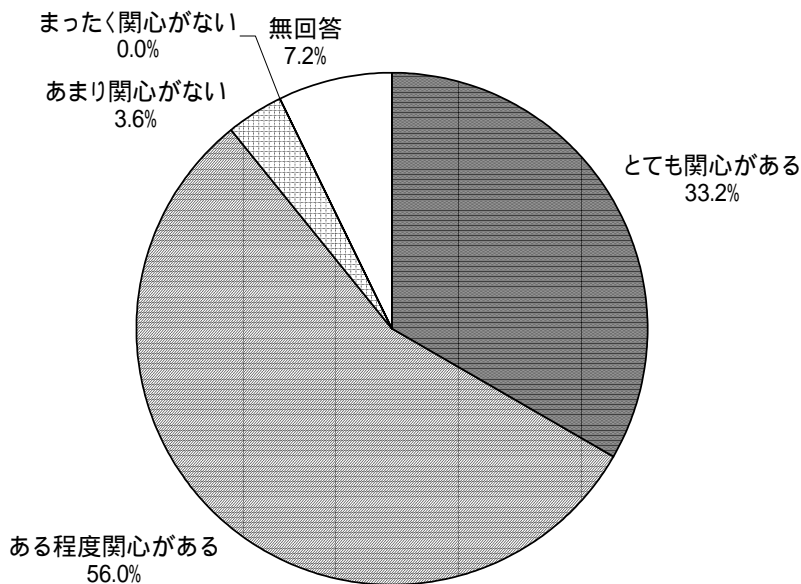
1年未満	11.9 %
1年以上5年未満	27.3 %
5年以上10年未満	12.6 %
10年以上20年未満	13.1 %
20年以上	21.9 %
出生時から	8.5 %
不詳	4.8 %

ごみ出しの状況



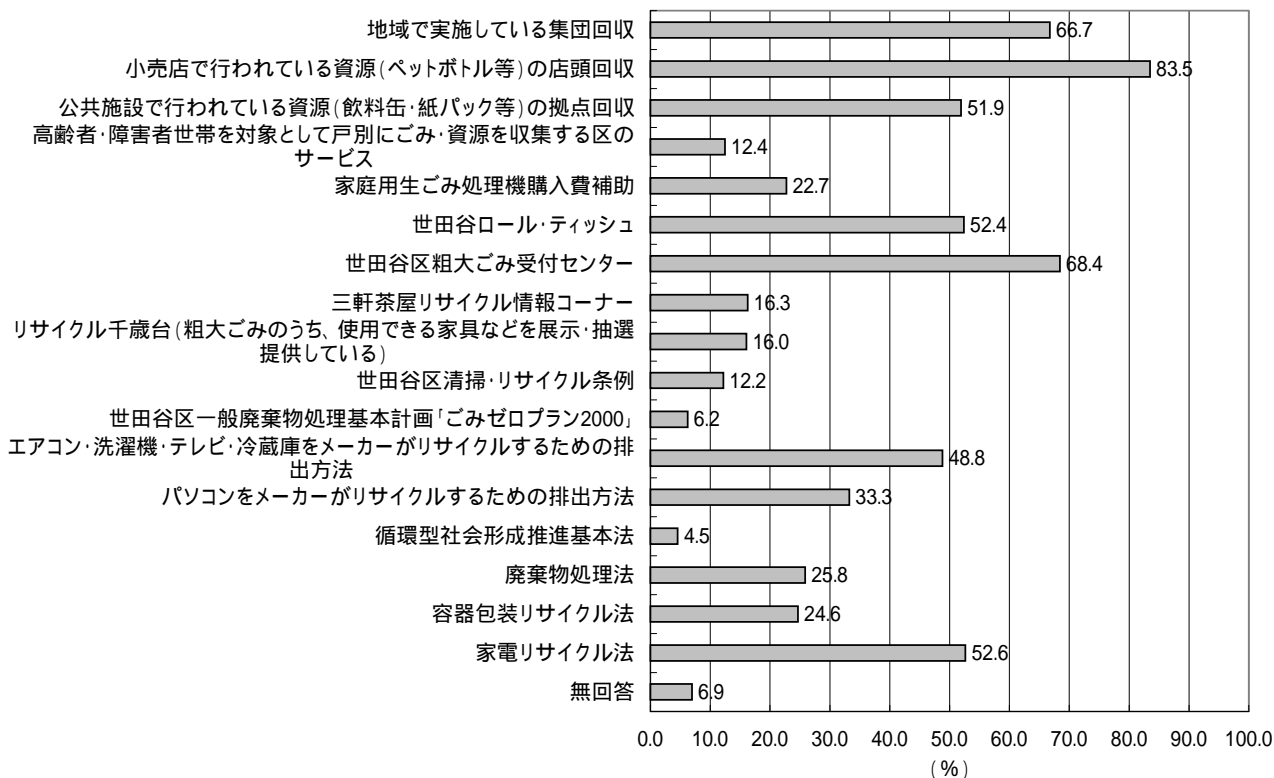
ごみ問題・環境問題への関心の度合い

ごみ問題・環境問題に関心はありますか。(は1つ)



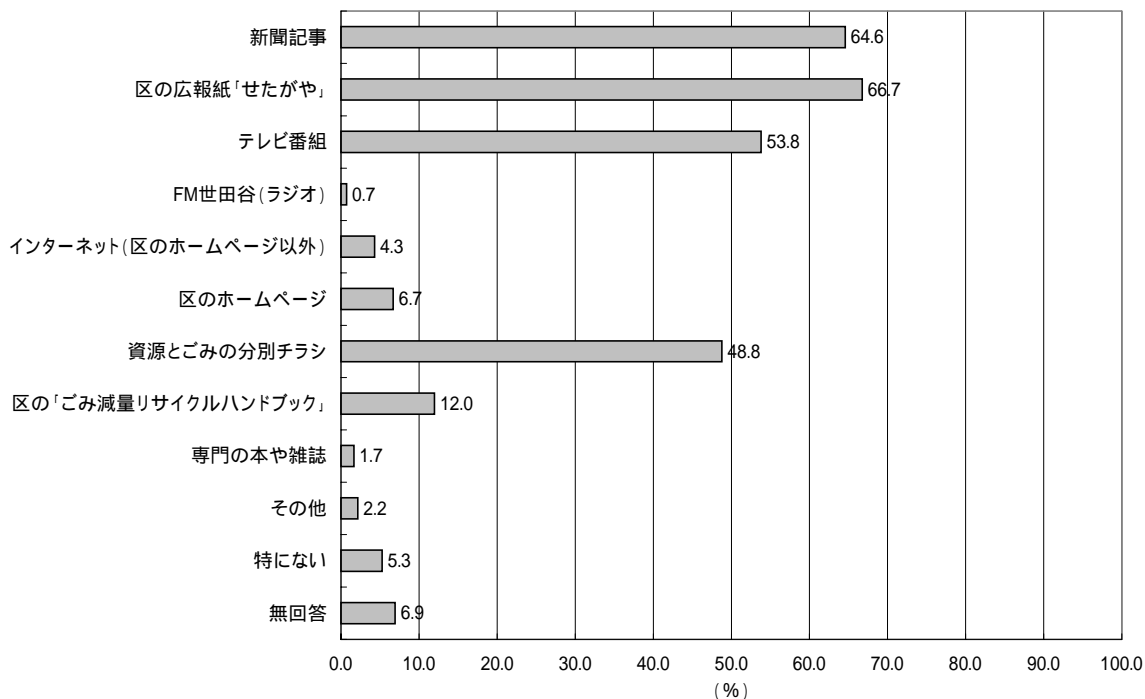
資源・ごみの事業や法律等に関する認知状況

多少でも知っているものも含めお答えください。(はいくつでも)



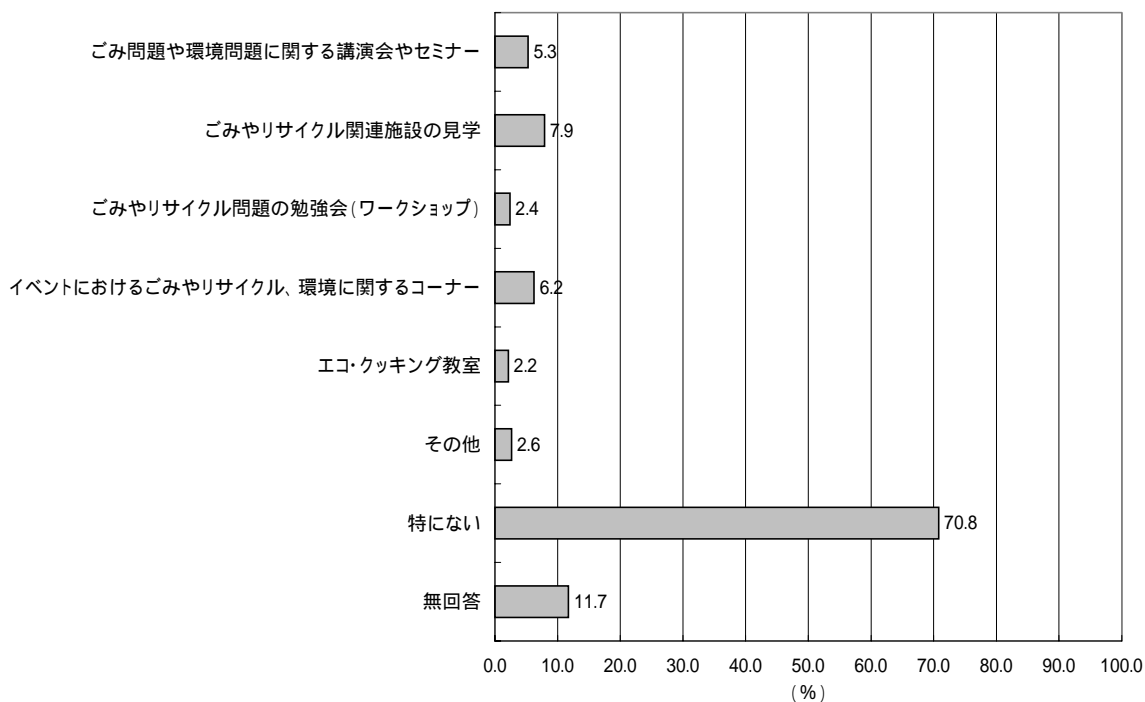
ごみ問題・環境問題についてのメディアの利用状況

ごみ問題・環境問題についての情報・知識を得るために利用しているものはなんですか。(はいくつでも)



ごみ問題・環境問題に関連した学習・活動プログラムへの参加状況

ごみ問題や環境問題に関連した学習・活動プログラムに参加したことはありますか。(はいくつでも)

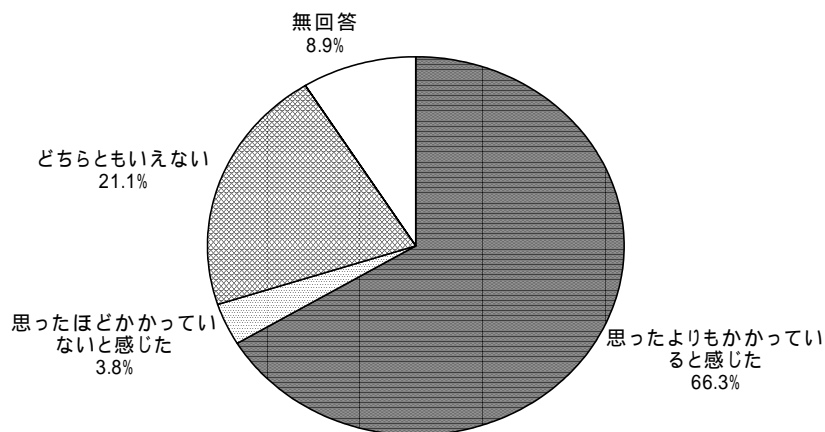


平成 12 年度の区における資源・ごみ処理経費は、次のとおりです。

年間総額で約 137 億円 区の財政の約 6% 一人あたり 17,232 円/年 1世帯あたり 34,007 円/年の資源・ごみ処理経費がかかっています。 ごみ・資源 1kgあたりの処理経費は約 51 円です。

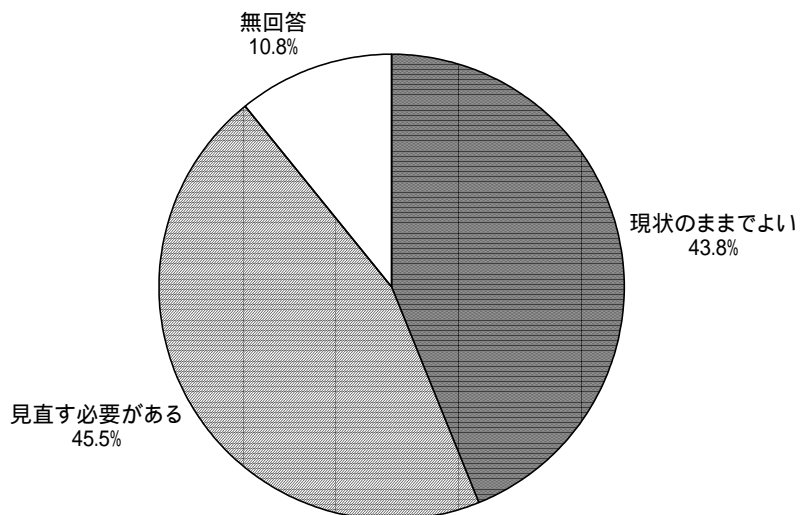
資源・ごみ処理経費についての認識

資源・ごみ処理経費についてどのように思いましたか。(1 は1つ)



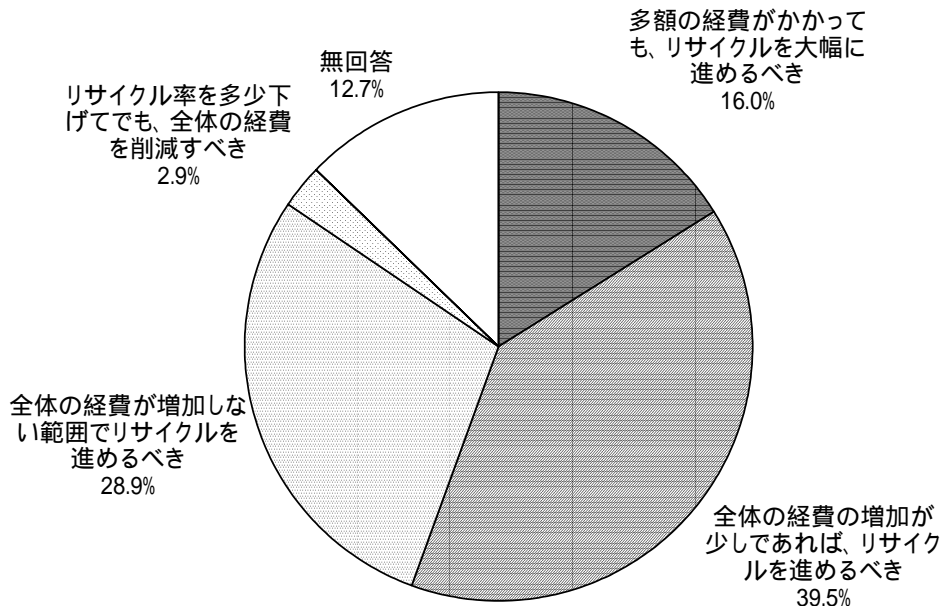
費用負担の仕組みについての考え

現在のごみ集積所におけるごみの処理経費は税金によってまかなわれています。排出するごみの量に関係なく費用を負担する仕組みについてどのように思われますか。(1 は1つ)



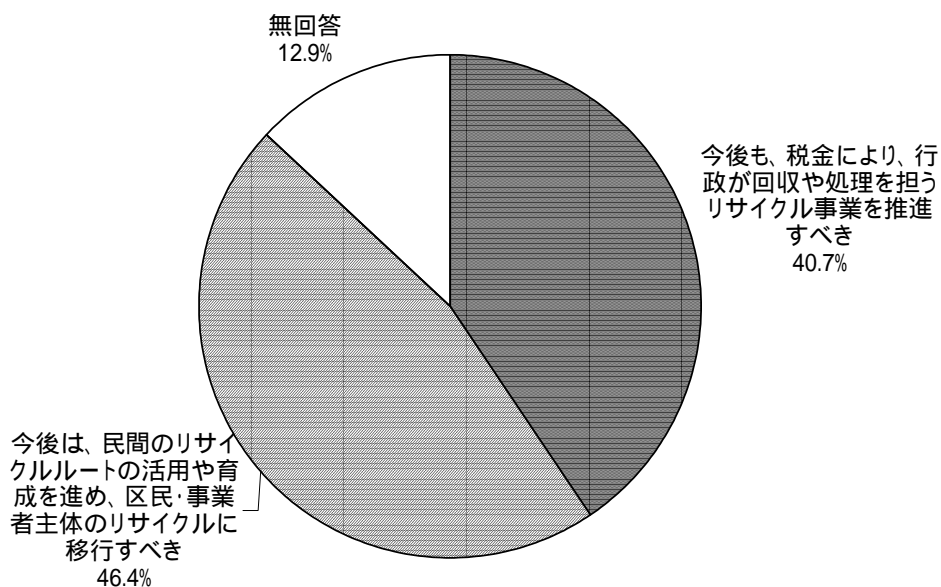
区が実施しているリサイクルと費用のあり方について

区が行っているリサイクルと費用のあり方についてどのようにお考えになりますか。(1 は1つ)
 平成 12 年度のリサイクル率約 19%



将来のリサイクルのあり方について

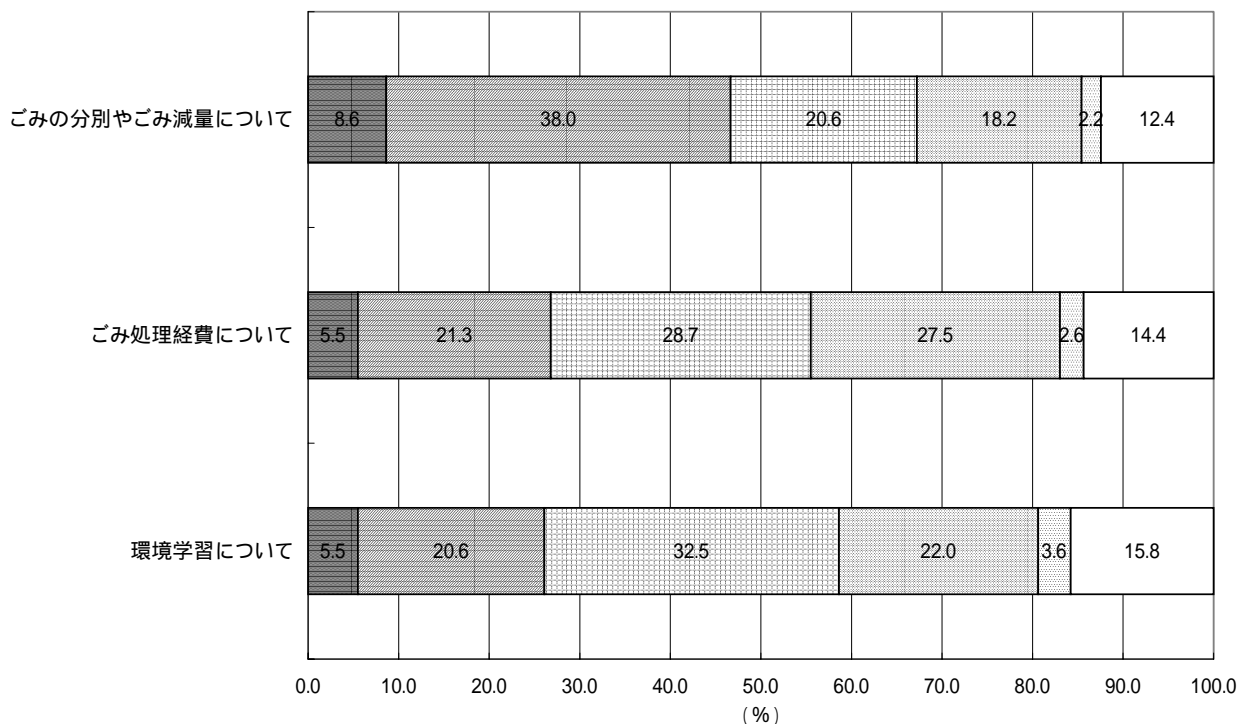
将来のリサイクルのあり方についてどのようにお考えになりますか。(どちらかに)



ごみの分別・減量等についての区の情報提供に関する区民の満足度

ごみの分別や減量、ごみ処理経費について区が行っている情報提供(情報の伝え方や内容)について、どのように感じていますか。(それぞれ は1つ)

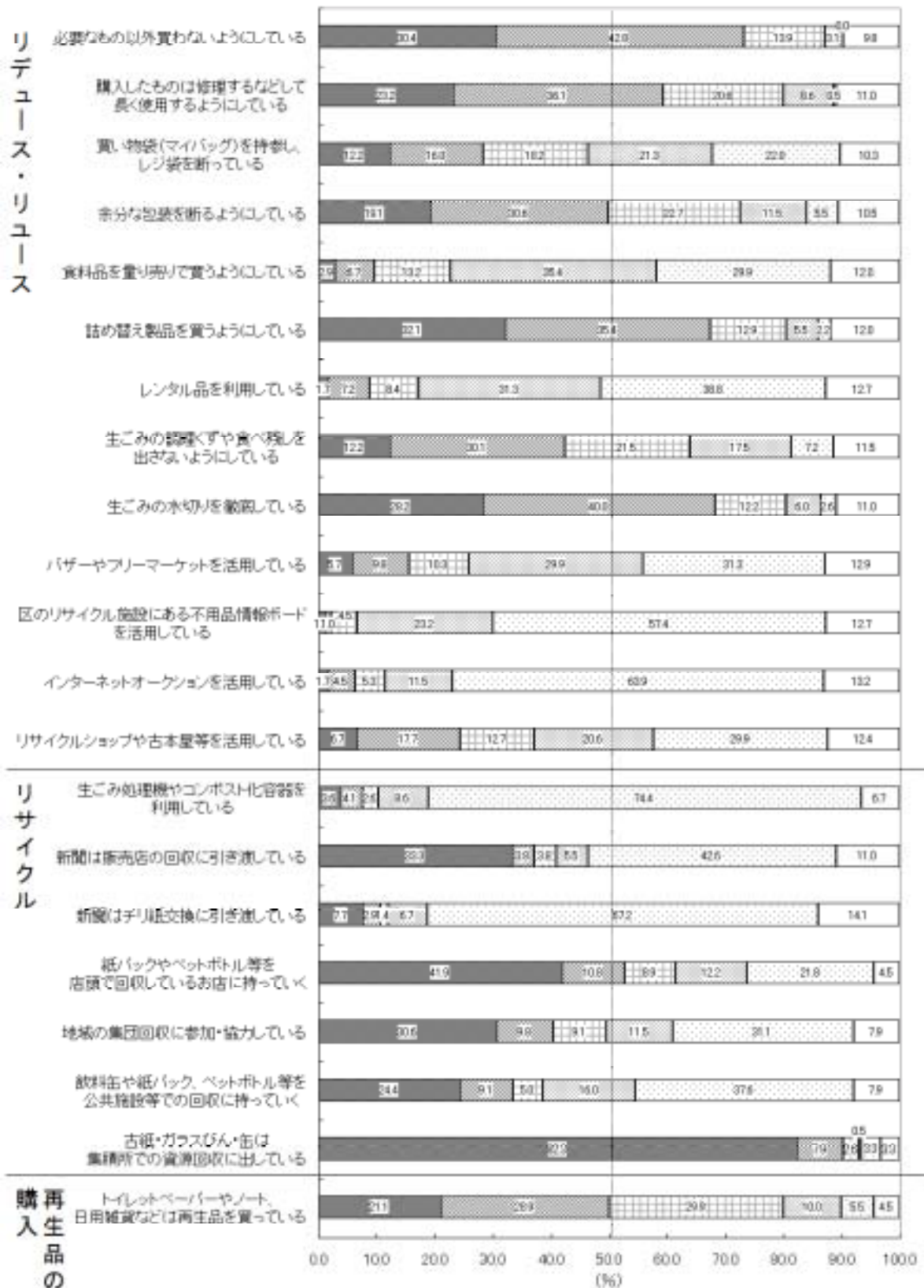
■十分と思う □ある程度十分と思う □どちらでもない □あまり十分とは思わない □不十分と思う □無回答



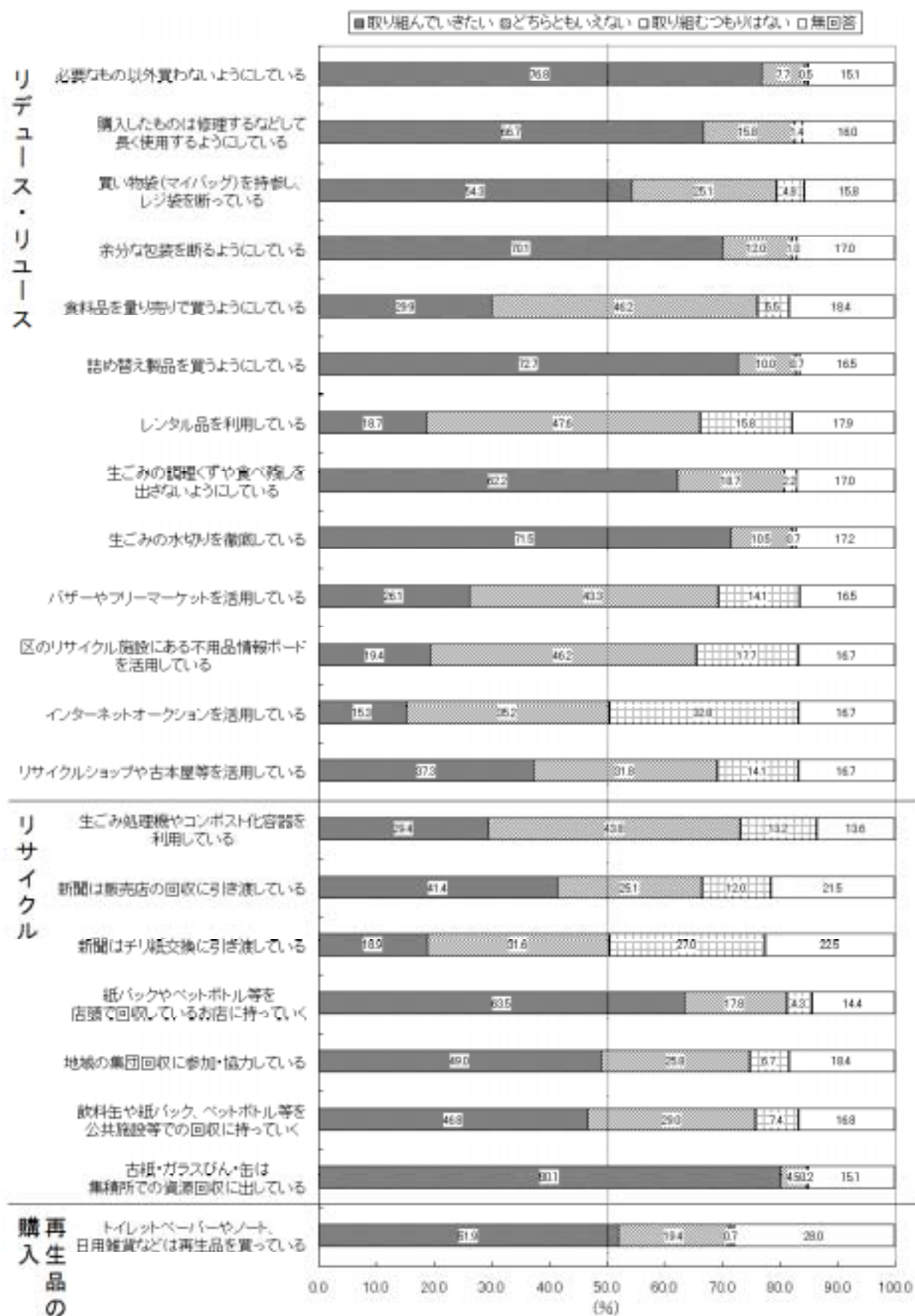
ごみ減量等行動についての現状の取組み状況

ごみのリデュース(ごみになるものを減らすこと)やリユース(繰り返し使うこと)、リサイクル(再び資源として利用すること)、再生品の購入の現状の取組みと将来の意向についてお答えください。(それぞれ は1つ) 「現状」の取組みについて知らない項目がある場合には、「まったく行っていない」に をつけてください。

■いつも行っている ■ある程度行っている □半々である □ほとんど行っていない □まったく行っていない □無回答

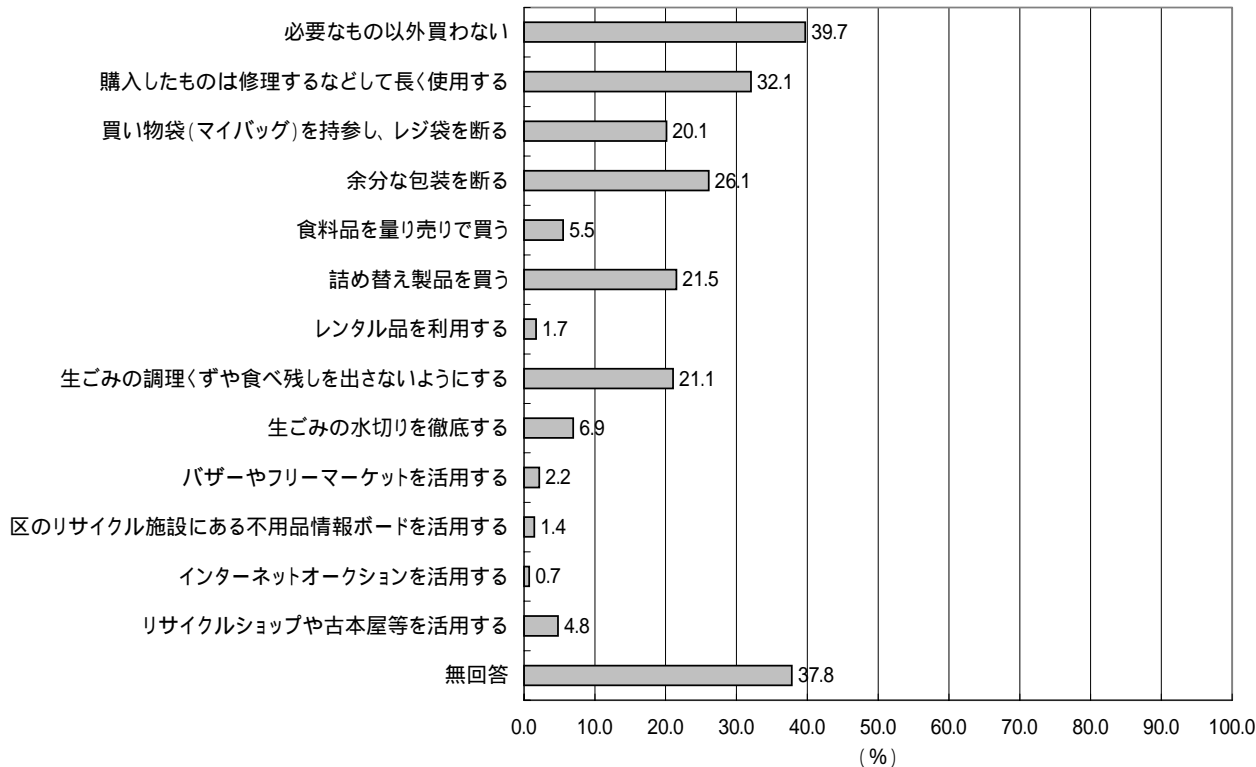


ごみ減量等行動についての将来の意向



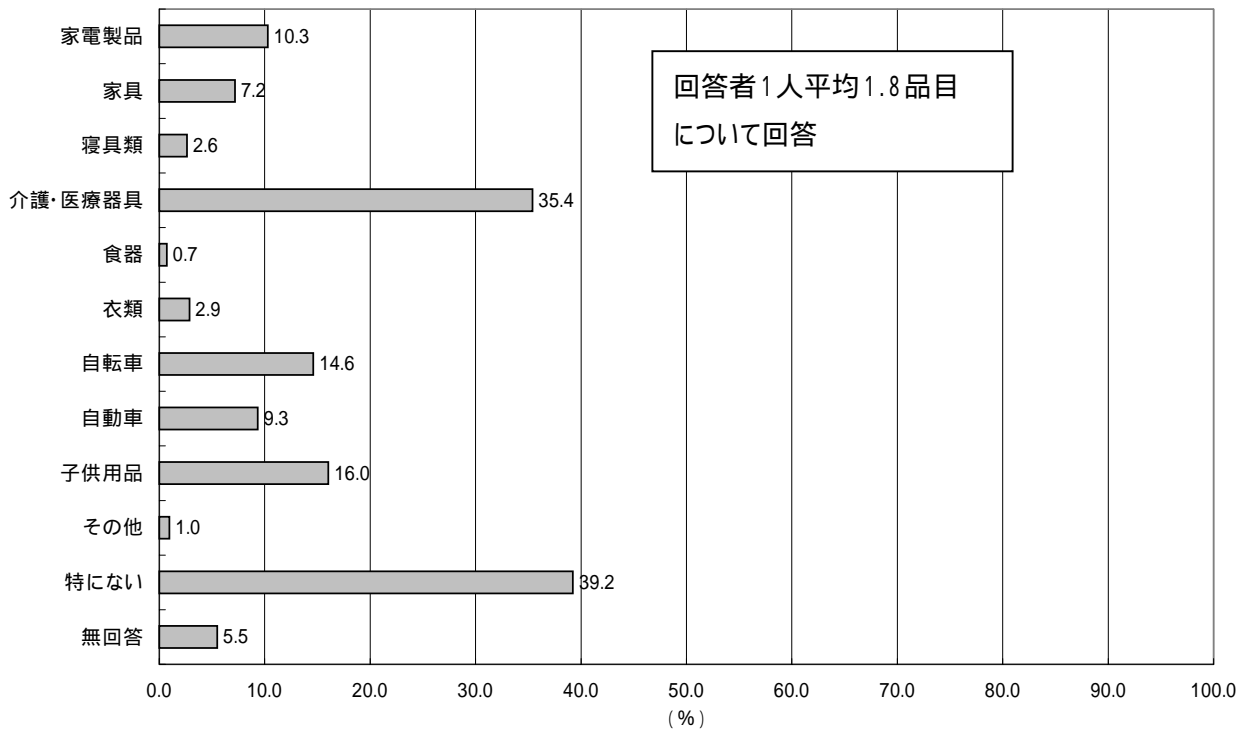
抑制について区民が特に重要だと考えている行動

ごみのリデュースやリユースについて、あなたが重要だと思う項目に を(3つまで)つけてください。



家庭用品のリース・レンタルへの意向

家庭用品のリースやレンタルの民間サービスがありますが、利用したい品目はなんですか。(はいいくつでも)



(注) 回答者は、「特にない」とする回答者(164人)と本質問についての無回答者(23人)を除いた231人である。

世田谷区における現状の家庭系の消費構造と物流

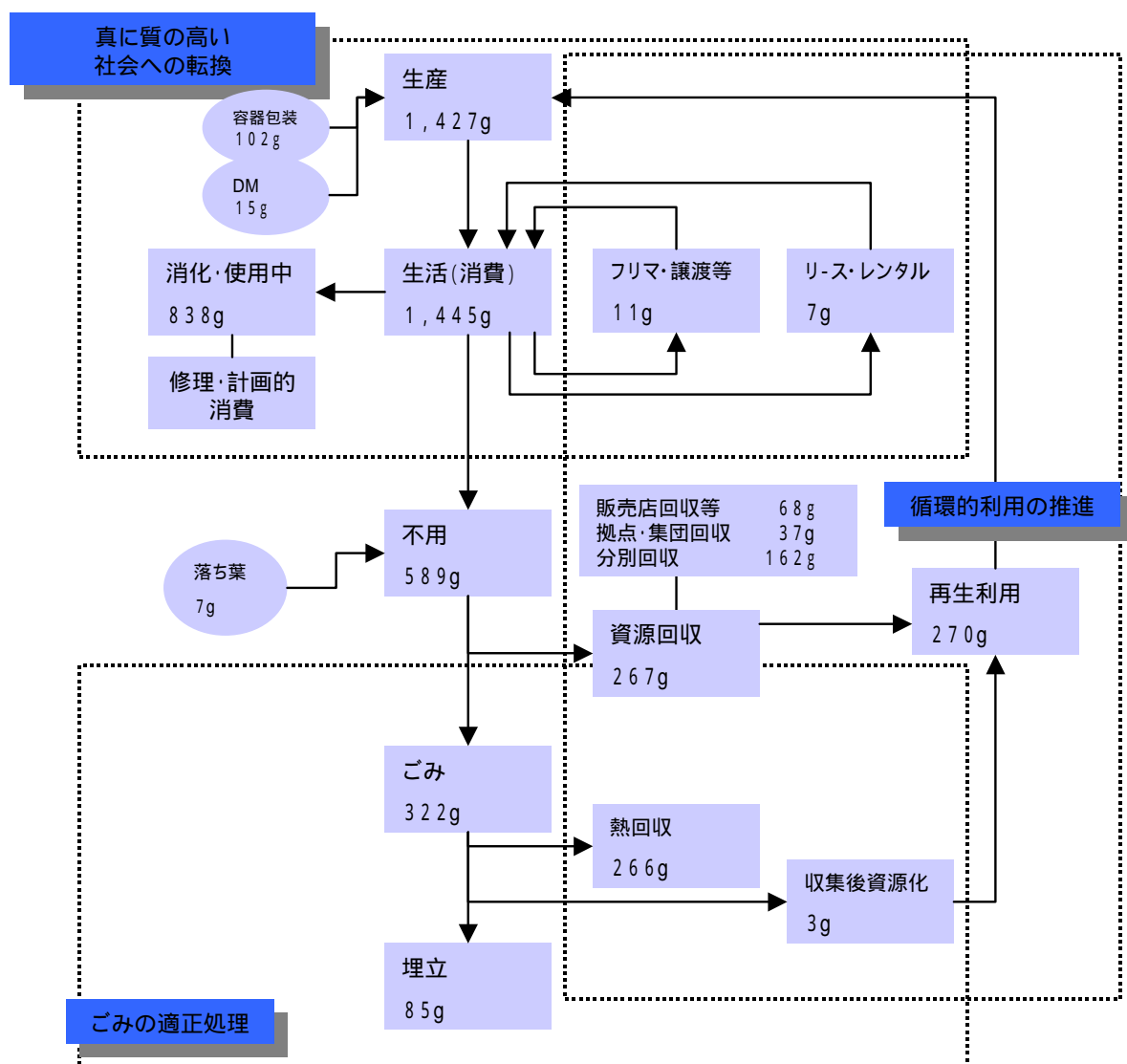
(1) 検討の方法

- 家計動向調査(平成15年11月実施)結果を踏まえ、消費構造に着目した世田谷区における家庭系の物流を把握する。

(2) 検討

家庭系の消費構造と物流

- 約1,400~1,500g/人/日のモノが普段の消費、生活の中で利用されている。



(注1)ごみ 322gの内訳:可燃ごみ 264g、不燃ごみ 58g

(注2)熱回収量(焼却量)及び埋立、収集後資源化(金属回収)については、現状(平成14年度)の世田谷区における処理フローに基づいて推計している。

- その中には、ダイレクトメール 15g、容器包装 102g が含まれる。
- 単に、購入だけではなく、規模は現在のところ小さいが、フリーマーケット・譲渡等(リサイクルショップでの購入含む)やレンタル(図書館での本の貸し出しや CD・DVD などのレンタル)による利用によって、生活が成り立っている。
- 消費後、不用となるものが 589g あり、これらは、民間の自律的な回収や行政関与の回収によりリサイクルされているが、この 589g は、消費のあり方を根本的に変えることにより、減量化されることとなる。この場合、リサイクルの相対的な重要性は低くなる。

ストック・フロー指標

(1) スtock・フロー指標の意義と方法

- スtockを含むものの流れを毎年管理するために指標を設定する。
- 政策評価のために便利なストック・フローを記述するモデルを作成し数値を当てはめる。

(2) スtock・フローモデル

モデルが備えるべき条件

- リース・レンタルの推進政策を評価できること。
- フリーマーケット、リサイクルショップの強化政策を評価できること。
- スtockを評価できること。
- 廃棄後の循環的利用、熱回収を評価できること。

データ作成方針

- 家計・物質調査をベースとする(したがって真値よりも小さい数値となっている)。
- 家計・物質調査でカバーできない数値は既存文献値などを援用する(将来的に逐次データを収集していく)。

(3) 今後の課題

- 産廃や生産者による再商品化(家電リサイクルなど)をどのように考慮するか？
- 事業系のデータをどうするか？

消費の側面からみた世田谷区におけるごみ減量の可能性

(1) 検討の方法

- 家計動向調査(平成15年11月実施)結果を踏まえた世田谷区のごみ減量の可能性を検討する。
- 消費のあり方の変革によって、どの程度減量化が可能性であるかの潜在的可能性を検討する。

(2) 検討

家庭に入ってきたモノの量と排出の可能性

g/人/日

品目	家庭に入ってきたモノの量					一年以内に排出される可能性があるモノの量
	計	容器包装	購入・送付等	リサイクルショップ・フリーマーケット等	レンタル	
ダイレクトメール	15.0		15.0			15.0
食品	941.0	66.0	875.0			156.0 66.0
飲料品	177.0	25.0	152.0			0.0 25.0
新聞	154.0		154.0			154.0
雑誌	16.5		16.0	0.5		16.0
書籍	11.0		4.0	1.0	6.0	2.0
衣類	16.0	1.0	6.0	9.0		3.0 1.0
はきもの、玩具、家具・寝具・家電製品、ビデオ・CD・DVD	9.0	1.0	7.0		1.0	2.3 1.0
洗剤・シャンプー	15.0	1.0	14.0			0.0 1.0
ティッシュ、紙おむつ、ペットフード、文房具、その他日用品、その他	88.0	5.0	83.0			83.0 5.0
(レジ袋)	2.5	2.5				5.0
合計	1,445.0	101.5	1,326.0	10.5	7.0	535.3

(注1)一年以内に排出される可能のあるモノの量:購入側から推定した量

(注2)リサイクルショップ等の利用やレンタルによる分については、区民間での利用の循環が続くものと見なし、その分は排出される可能性のあるモノの量には計上していない。

(注3)書籍や衣類については、購入等の量のうち、一年以内50%のモノは不用になると仮定した。また、玩具や家具、家電製品等については、1年以内に25%が不用になると仮定した。それ以外の品目は1年以内に不用になると仮定した。

(注4)雑誌、書籍、衣類の譲渡については、「買物等調査」において「もらった」だけでなく、「排出物調査」においても「譲渡等」が確認されたことから、「リサイクルショップ・フリーマーケット等」に計上した。数字は大きい方を採用した。それ以外は、「買物等調査」において「もらった」という量については、一度利用したものをもらったのか、新規で購入されたものをもらったのかの判断がつかないことから、これを「購入・送付等」に計上した。

(注5)衣類については、「買物等調査」でフリーマーケットでの購入は確認されなかったが、「排出物調査」において確認されたことから、この量を「リサイクルショップ・フリーマーケット等」に計上した。

(3) 消費のあり方から見直しから見たごみ減量の可能性と条件

品目	消費等とごみ発生由来	減量化可能性量	条件
ダイレクトメール	ダイレクトメールは一方的に送られてくるものであり、不要なものが多い。	15g/人/日	受入れ拒否の仕組みを作ることができるか？
食品	購入した食料品の量(容器包装量を除く)のうち、18%が調理くずや食べ残しとして排出されている。	156g/人/日	工夫のある調理法の普及や食意識の変革を進めることができるか？
	食品の販売では66g/人/日もの容器包装が利用されており、他の商品よりも量が多くなっている。	66g/人/日	生産の販売方法の見直し、及び消費者の購入のあり方に対する変革を進めることができるか？ 量り売り等
飲料品	飲料品の販売においても、容器包装が多く利用されており、食品に次いで多い。	25g/人/日	生産の販売方法の見直し、及び消費者の購入のあり方に対する変革を進めることができるか？ 量り売り等
新聞	読み終わったらすぐ不用になってしまう。その量は154g/人/日となっている。	154g/人/日	メディアの電子化などメディアへの接触のあり方をどうするか？
雑誌	読み終わったらすぐ不用になってしまう。	16g/人/日	メディアの電子化などメディアへの接触のあり方をどうするか？
書籍	新聞や雑誌とは異なり、多くがすぐに不用になる訳ではないが、一部が不用となる。	2g/人/日	リサイクルショップの普及や図書館(レンタル)利用の普及(利用のし易さ)がどこまで可能か？
衣類	買い替えや新規購入の増加が進めば、不用となる量が多くなってしまふ類のモノである。	3g/人/日	近年では、衣類の修理などの店舗が増えてきている。これらの修理事業の普及やリサイクルショップ、フリーマーケットにより、新規購入を減らすことができるか？
はきもの、玩具、家具・寝具・家電製品、ビデオ・CD・DVD	商品の種類にもよるが、壊れた場合や単身赴任や学生などが一次的に活用した場合に、その後不用となる。	2.3g/人/日	修理事業やレンタル事業の普及を進めることができるか？
レジ袋	商品購入時に利用される。	2.5g/人/日	買物袋の普及(レジ袋の有料化による誘導含む)をどこまで進めることができるか？
その他容器包装	商品購入時に利用される。	8g/人/日	無包装化、簡易包装化をどこまで進めることができるか？
計		535.3g/人/日	

環境重視型ビジネスの動向と将来的可能性

(1) 検討の方法

- リサイクルショップ(中古品販売)、レンタル(賃貸)、修理業といった環境重視型ビジネスの動向と将来的可能性を把握する。
- 世田谷区及び周辺地域における動向を把握する。

(2) 検討1：環境重視型ビジネスの動向

リサイクルショップ(中古品販売)

中古品小売業(骨董品小売業を除く)の動向(平成14年)

			小売業全体	その他の中古品小売業
全国	商店数	か所	1,300,057	8,106
	従業者数	人	7,972,805	27,613
	年間販売額	百万円	135,109,295	211,133
	市場シェア	%	-	0.16
都	商店数	か所	119,016	1,218
	従業者数	人	810,631	4,132
	年間販売額	百万円	16,746,035	36,614
	市場シェア	%	-	0.22
世田谷	商店数	か所	6,870	112
	従業者数	人	43,088	315
	年間販売額	百万円	745,561	2,704
	市場シェア	%	-	0.36

出典:商業統計調査

(注1)中古品小売業には、衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない事業所 ただし、中古自動車や中古自転車、古本屋などは含まれない。

(注2)商業統計上の産業分類では新規の書籍と中古の書籍との分離がなされていない。

(参考)書籍・雑誌小売業(平成14年)

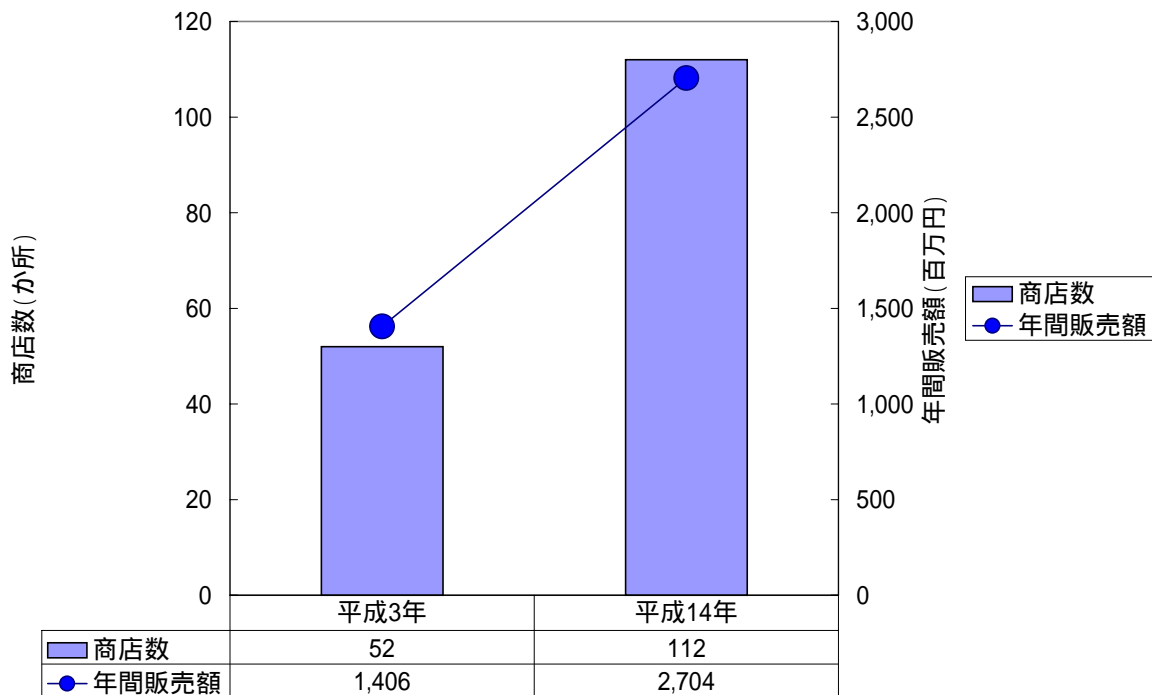
			書籍・雑誌小売業
世田谷	商店数	か所	193
	従業者数	人	1,235
	年間販売額	百万円	15,174

出典:商業統計調査

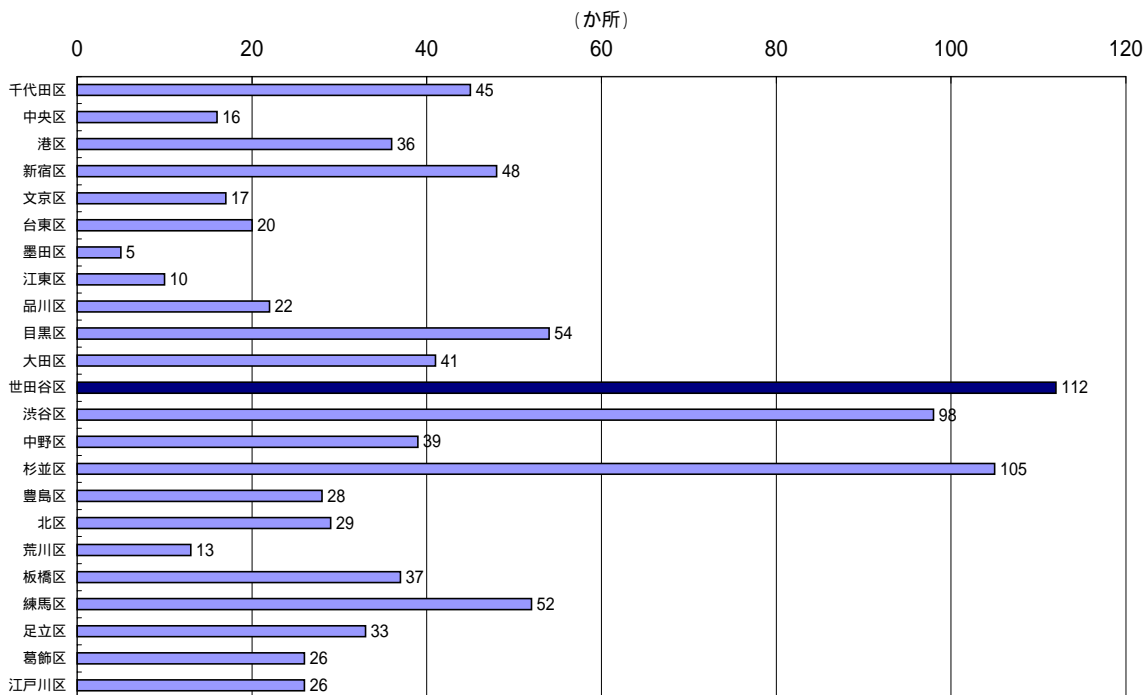
東京都古書籍商業協同組合に登録している世田谷区内の古本屋店舗数は57である。これは、商業統計上の約3割に該当する。中古の書籍を扱っている書店の1店舗当たりの販売額を新規の書籍1店舗当たりの販売額×0.5(販売単価が半額と想定)だとすれば、中古書籍の市場規模(年間販売額)は、約23億円と推定できる。

(式) 書籍全体の年間販売額(15,174百万円)×0.3×0.5=2,276百万円

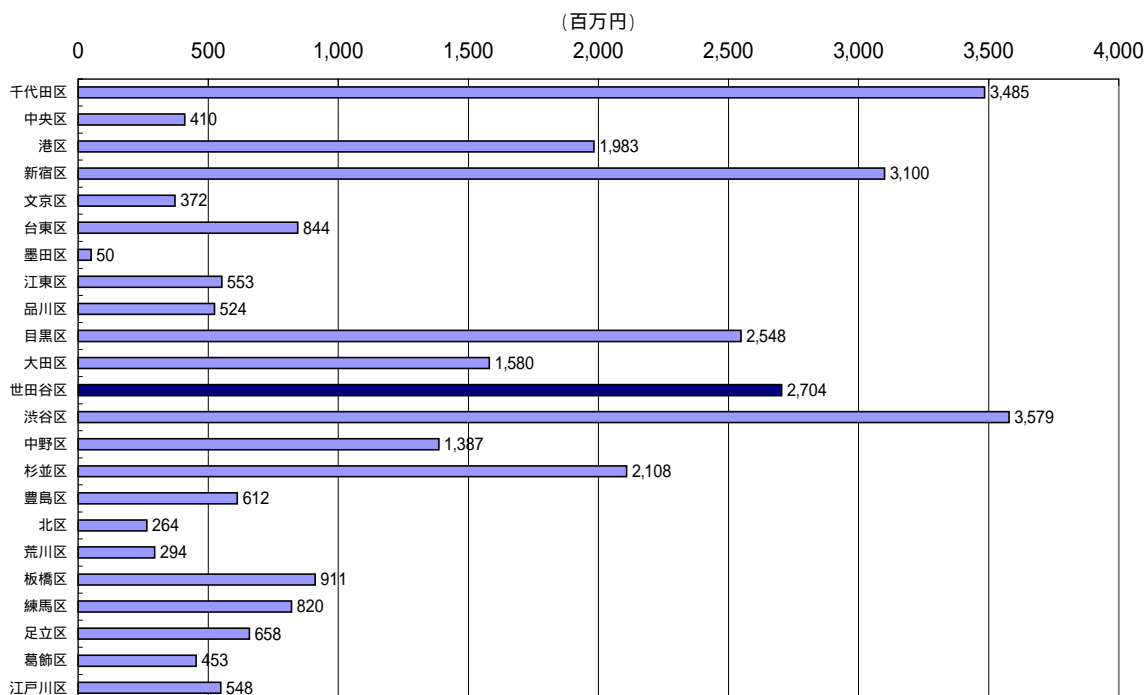
世田谷区における中古品小売業の商店数と年間販売額の変化



中古品小売業の区別商店数（平成14年）



中古品小売業の区別年間販売額（平成 14 年）



レンタル事業(賃貸業)

物品賃貸業についての国及び都、区別の事業所数（平成 13 年）

	各種物品賃貸業 か所	産業用機械器具賃貸業 か所	事務用機械器具賃貸業 か所	自動車賃貸業 か所	スポーツ・娯楽用品賃貸業 か所	音楽・映像記録物質賃貸業(別掲を除く) か所	その他の物品賃貸業(衣装等含む) か所	物品賃貸業計 か所
国総数	10,632	714	5,118	745	13,491	6,573	6,918	1,587
都総数	228	683	138	490	68	866	859	3,332
区部	199	540	128	363	55	609	691	2,585
千代田区	31	39	12	26	5	14	49	176
中央区	26	57	27	33	3	9	67	222
港区	35	47	19	29	3	23	72	228
新宿区	23	21	15	23	3	31	66	182
文京区	6	11	3	6	1	13	12	52
台東区	9	13	3	8	2	13	25	73
墨田区	2	17	3	10	-	21	11	64
江東区	4	38	4	11	-	17	15	89
品川区	9	17	13	18	1	25	23	106
目黒区	6	4	2	8	2	21	15	58
大田区	4	32	3	20	4	51	21	135
世田谷区	2	21	2	20	3	53	45	146
渋谷区	18	21	9	22	3	30	70	173
中野区	4	8	3	9	-	27	16	67
杉並区	3	15	-	18	2	47	27	112
豊島区	5	15	3	16	6	30	23	98
北区	1	9	-	7	2	23	17	59
荒川区	-	4	-	6	1	11	10	32
板橋区	1	23	1	14	1	32	18	90
練馬区	3	19	1	17	10	31	23	104
足立区	3	33	2	14	1	21	27	101
葛飾区	-	16	1	10	1	28	14	70
江戸川区	4	60	2	18	1	38	25	148

出典：事業所・企業統計調査

物品賃貸業についての国及び都、区別の従業者数（平成 13 年）

	各種物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	自動車賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	その他の物品賃貸業（衣装等含む）	物品賃貸業計
	人	人	人	人	人	人	人	人
国総数	103,313	11,076	35,781	4,176	114,833	60,115	54,718	22,324
都総数	7,590	11,270	4,797	7,249	440	8,943	9,401	49,690
区部	7,298	9,572	4,737	6,376	370	6,227	7,982	42,562
千代田区	1,473	879	407	947	22	134	645	4,507
中央区	828	1,786	1,048	465	10	85	1,005	5,227
港区	2,422	1,192	1,656	1,262	20	162	712	7,426
新宿区	975	319	388	432	20	368	679	3,181
文京区	353	286	73	79	12	101	289	1,193
台東区	278	276	72	50	18	86	361	1,141
墨田区	70	198	56	105	-	213	233	875
江東区	38	880	115	105	-	384	224	1,746
品川区	99	327	459	1,055	11	158	112	2,221
目黒区	100	116	29	121	17	303	120	806
大田区	80	453	73	138	31	352	164	1,291
世田谷区	36	252	21	146	43	458	661	1,617
渋谷区	176	498	134	411	26	641	717	2,603
中野区	59	46	49	56	-	187	103	500
杉並区	53	201	-	192	19	351	201	1,017
豊島区	126	170	95	160	44	312	268	1,175
北区	7	91	-	46	15	220	128	507
荒川区	-	40	-	80	2	72	245	439
板橋区	4	205	19	145	10	349	202	934
練馬区	50	182	2	115	41	424	133	947
足立区	36	332	5	88	2	300	220	983
葛飾区	-	121	13	60	1	249	139	583
江戸川区	35	722	23	118	6	318	421	1,643

出典：事業所・企業統計調査

事業所・企業統計調査では、商業統計のように商品販売額など市場規模の動向を把握するデータがないことから、従業者 1 人当たりの売上額を設定し、物品賃貸業及び修理業の市場規模の推計を行った。この時、世田谷区の中古品小売業の 1 人当たり商品販売額が 800 万円代（平成 14 年で 858 万円）であることを踏まえ、上限を 800 万円（下限は 500 万円）とする推計を行った。

物品賃貸業についての国及び都、区別の市場規模の推計（平成 13 年） 従業者 1 人当たりの売上額を 500 万円/年とした場合

	各種物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	自動車賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	その他の物品賃貸業（衣装等含む）	物品賃貸業計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国総数	516,565	55,380	178,905	20,880	574,165	300,575	273,590	111,620
都総数	37,950	56,350	23,985	36,245	2,200	44,715	47,005	248,450
区部	36,490	47,860	23,685	31,880	1,850	31,135	39,910	212,810
千代田区	7,365	4,395	2,035	4,735	110	670	3,225	22,535
中央区	4,140	8,930	5,240	2,325	50	425	5,025	26,135
港区	12,110	5,960	8,280	6,310	100	810	3,560	37,130
新宿区	4,875	1,595	1,940	2,160	100	1,840	3,395	15,905
文京区	1,765	1,430	365	395	60	505	1,445	5,965
台東区	1,390	1,380	360	250	90	430	1,805	5,705
墨田区	350	990	280	525	-	1,065	1,165	4,375
江東区	190	4,400	575	525	-	1,920	1,120	8,730
品川区	495	1,635	2,295	5,275	55	790	560	11,105
目黒区	500	580	145	605	85	1,515	600	4,030
大田区	400	2,265	365	690	155	1,760	820	6,455
世田谷区	180	1,260	105	730	215	2,290	3,305	8,085
渋谷区	880	2,490	670	2,055	130	3,205	3,585	13,015
中野区	295	230	245	280	-	935	515	2,500
杉並区	265	1,005	-	960	95	1,755	1,005	5,085
豊島区	630	850	475	800	220	1,560	1,340	5,875
北区	35	455	-	230	75	1,100	640	2,535
荒川区	-	200	-	400	10	360	1,225	2,195
板橋区	20	1,025	95	725	50	1,745	1,010	4,670
練馬区	250	910	10	575	205	2,120	665	4,735
足立区	180	1,660	25	440	10	1,500	1,100	4,915
葛飾区	-	605	65	300	5	1,245	695	2,915
江戸川区	175	3,610	115	590	30	1,590	2,105	8,215

物品賃貸業についての国及び都、区別の市場規模の推計（平成13年） 従業者1人当たりの売上額を800万円/年とした場合

	各種物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	自動車賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)	その他の物品賃貸業(衣装等含む)	物品賃貸業計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国総数	826,504	88,608	286,248	33,408	918,664	480,920	437,744	178,592
都総数	60,720	90,160	38,376	57,992	3,520	71,544	75,208	397,520
区部	58,384	76,576	37,896	51,008	2,960	49,816	63,856	340,496
千代田区	11,784	7,032	3,256	7,576	176	1,072	5,160	36,056
中央区	6,624	14,288	8,384	3,720	80	680	8,040	41,816
港区	19,376	9,536	13,248	10,096	160	1,296	5,696	59,408
新宿区	7,800	2,552	3,104	3,456	160	2,944	5,432	25,448
文京区	2,824	2,288	584	632	96	808	2,312	9,544
台東区	2,224	2,208	576	400	144	688	2,888	9,128
墨田区	560	1,584	448	840	-	1,704	1,864	7,000
江東区	304	7,040	920	840	-	3,072	1,792	13,968
品川区	792	2,616	3,672	8,440	88	1,264	896	17,768
目黒区	800	928	232	968	136	2,424	960	6,448
大田区	640	3,624	584	1,104	248	2,816	1,312	10,328
世田谷区	288	2,016	168	1,168	344	3,664	5,288	12,936
渋谷区	1,408	3,984	1,072	3,288	208	5,128	5,736	20,824
中野区	472	368	392	448	-	1,496	824	4,000
杉並区	424	1,608	-	1,536	152	2,808	1,608	8,136
豊島区	1,008	1,360	760	1,280	352	2,496	2,144	9,400
北区	56	728	-	368	120	1,760	1,024	4,056
荒川区	-	320	-	640	16	576	1,960	3,512
板橋区	32	1,640	152	1,160	80	2,792	1,616	7,472
練馬区	400	1,456	16	920	328	3,392	1,064	7,576
足立区	288	2,656	40	704	16	2,400	1,760	7,864
葛飾区	-	968	104	480	8	1,992	1,112	4,664
江戸川区	280	5,776	184	944	48	2,544	3,368	13,144

修理業

修理業についての国及び都、区別の事業所数（平成13年）

	衣服裁縫修理業	機械修理業(電気機械器具を除外)	電気機械器具修理業	表具業	家具修理業	かじ業	他に分類されない修理業(時計、履物修理業等)	修理業計
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
国総数	9,543	21,485	574	353	4,226	5,621	32,287	74,089
都総数	980	1,230	662	444	72	1	775	4,164
区部	751	991	514	326	60	-	592	3,234
千代田区	8	65	52	7	-	-	13	145
中央区	14	85	31	5	1	-	29	165
港区	11	70	59	9	4	-	27	180
新宿区	39	44	29	22	1	-	28	163
文京区	15	15	8	16	1	-	17	72
台東区	32	43	20	17	-	-	43	155
墨田区	19	38	21	8	2	-	20	108
江東区	25	66	34	10	3	-	13	151
品川区	35	60	44	14	6	-	26	185
目黒区	32	12	13	7	3	-	10	77
大田区	43	102	32	22	4	-	23	226
世田谷区	65	38	17	24	2	-	46	192
渋谷区	31	20	19	10	2	-	28	110
中野区	49	13	17	15	4	-	23	121
杉並区	70	15	9	27	3	-	35	159
豊島区	29	29	25	11	1	-	25	120
北区	33	30	8	15	1	-	22	109
荒川区	19	23	9	8	6	-	15	80
板橋区	52	42	12	14	3	-	32	155
練馬区	41	33	14	25	3	-	33	149
足立区	26	43	13	18	4	-	24	128
葛飾区	31	34	9	12	5	-	21	112
江戸川区	32	71	19	10	1	-	39	172

出典：事業所・企業統計調査

修理業についての国及び都、区別の従業者数（平成 13 年）

	衣服裁縫修理業	機械修理業(電気機械器具を 除く)	電気機械器具 表具業	家具修理業	かじ業	他に分類されな い修理業(時 計、履物修理業 等)	修理業計
	人	人	人	人	人	人	人
国総数	27,168	221,740	1,572	544	9,081	18,848	291,503
都総数	3,405	21,314	20,805	1,092	231	2	3,358
区部	2,663	18,636	16,830	784	198	-	2,746
千代田区	181	2,550	1,987	44	-	-	48
中央区	82	1,715	932	11	7	-	174
港区	42	1,738	3,472	23	32	-	158
新宿区	139	1,099	855	56	20	-	132
文京区	75	206	275	32	1	-	46
台東区	141	909	1,345	72	-	-	229
墨田区	70	464	301	49	6	-	126
江東区	89	1,657	1,702	17	19	-	290
品川区	214	1,938	2,082	42	13	-	113
目黒区	81	156	562	19	7	-	42
大田区	93	2,301	631	38	6	-	77
世田谷区	168	390	326	61	4	-	151
渋谷区	279	303	732	19	4	-	143
中野区	98	180	121	29	5	-	82
杉並区	167	168	86	53	5	-	75
豊島区	116	493	624	22	1	-	100
北区	60	364	147	26	1	-	202
荒川区	44	274	123	16	9	-	65
板橋区	184	442	188	26	30	-	74
練馬区	95	301	113	53	11	-	89
足立区	56	224	60	35	8	-	133
葛飾区	63	298	34	18	8	-	62
江戸川区	126	466	132	23	1	-	135

出典：事業所・企業統計調査

修理業についての国及び都、区別の市場規模の推計(平成 13 年) 従業者 1 人当たりの売上額を 500 万円/年とした場合

	衣服裁縫修理業	機械修理業(電気機械器具を 除く)	電気機械器具 表具業	家具修理業	かじ業	他に分類されな い修理業(時 計、履物修理業 等)	修理業計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国総数	135,840	1,108,700	7,860	2,720	45,405	94,240	1,457,515
都総数	17,025	106,570	104,025	5,460	1,155	10	16,790
区部	13,315	93,180	84,150	3,920	990	-	13,730
千代田区	905	12,750	9,935	220	-	-	240
中央区	410	8,575	4,660	55	35	-	870
港区	210	8,690	17,360	115	160	-	790
新宿区	695	5,495	4,275	280	100	-	660
文京区	375	1,030	1,375	160	5	-	230
台東区	705	4,545	6,725	360	-	-	1,145
墨田区	350	2,320	1,505	245	30	-	630
江東区	445	8,285	8,510	85	95	-	1,450
品川区	1,070	9,690	10,410	210	65	-	565
目黒区	405	780	2,810	95	35	-	210
大田区	465	11,505	3,155	190	30	-	385
世田谷区	840	1,950	1,630	305	20	-	755
渋谷区	1,395	1,515	3,660	95	20	-	715
中野区	490	900	605	145	25	-	410
杉並区	835	840	430	265	25	-	375
豊島区	580	2,465	3,120	110	5	-	500
北区	300	1,820	735	130	5	-	1,010
荒川区	220	1,370	615	80	45	-	325
板橋区	920	2,210	940	130	150	-	370
練馬区	475	1,505	565	265	55	-	445
足立区	280	1,120	300	175	40	-	665
葛飾区	315	1,490	170	90	40	-	310
江戸川区	630	2,330	660	115	5	-	675

修理業についての国及び都、区別の市場規模の推計(平成13年) 従業者1人当たりの売上額を800万円/年とした場合

	衣服裁縫修理業	機械修理業(電気機械器具を修理業除く)	電気機械器具表具業	家具修理業	かじ業	他に分類されない修理業(時計、履物修理業等)		修理業計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国総数	217,344	1,773,920	12,576	4,352	72,648	150,784	2,332,024	4,563,648
都総数	27,240	170,512	166,440	8,736	1,848	16	26,864	401,656
区部	21,304	149,088	134,640	6,272	1,584	-	21,968	334,856
千代田区	1,448	20,400	15,896	352	-	-	384	38,480
中央区	656	13,720	7,456	88	56	-	1,392	23,368
港区	336	13,904	27,776	184	256	-	1,264	43,720
新宿区	1,112	8,792	6,840	448	160	-	1,056	18,408
文京区	600	1,648	2,200	256	8	-	368	5,080
台東区	1,128	7,272	10,760	576	-	-	1,832	21,568
墨田区	560	3,712	2,408	392	48	-	1,008	8,128
江東区	712	13,256	13,616	136	152	-	2,320	30,192
品川区	1,712	15,504	16,656	336	104	-	904	35,216
目黒区	648	1,248	4,496	152	56	-	336	6,936
大田区	744	18,408	5,048	304	48	-	616	25,168
世田谷区	1,344	3,120	2,608	488	32	-	1,208	8,800
渋谷区	2,232	2,424	5,856	152	32	-	1,144	11,840
中野区	784	1,440	968	232	40	-	656	4,120
杉並区	1,336	1,344	688	424	40	-	600	4,432
豊島区	928	3,944	4,992	176	8	-	800	10,848
北区	480	2,912	1,176	208	8	-	1,616	6,400
荒川区	352	2,192	984	128	72	-	520	4,248
板橋区	1,472	3,536	1,504	208	240	-	592	7,552
練馬区	760	2,408	904	424	88	-	712	5,296
足立区	448	1,792	480	280	64	-	1,064	4,128
葛飾区	504	2,384	272	144	64	-	496	3,864
江戸川区	1,008	3,728	1,056	184	8	-	1,080	7,064

(3) 検討 : 環境重視型ビジネスの将来的可能性

家計動向アンケート調査からの区民の意向

	現状の取組み	将来の意向(潜在的可能性)	成長率
リサイクルショップ等の活用	37%	69%	86%
レンタル品の活用	17%	66%	288%
修理などによる長期使用	80%	83%	4%
インターネットオークションの活用	12%	51%	315%

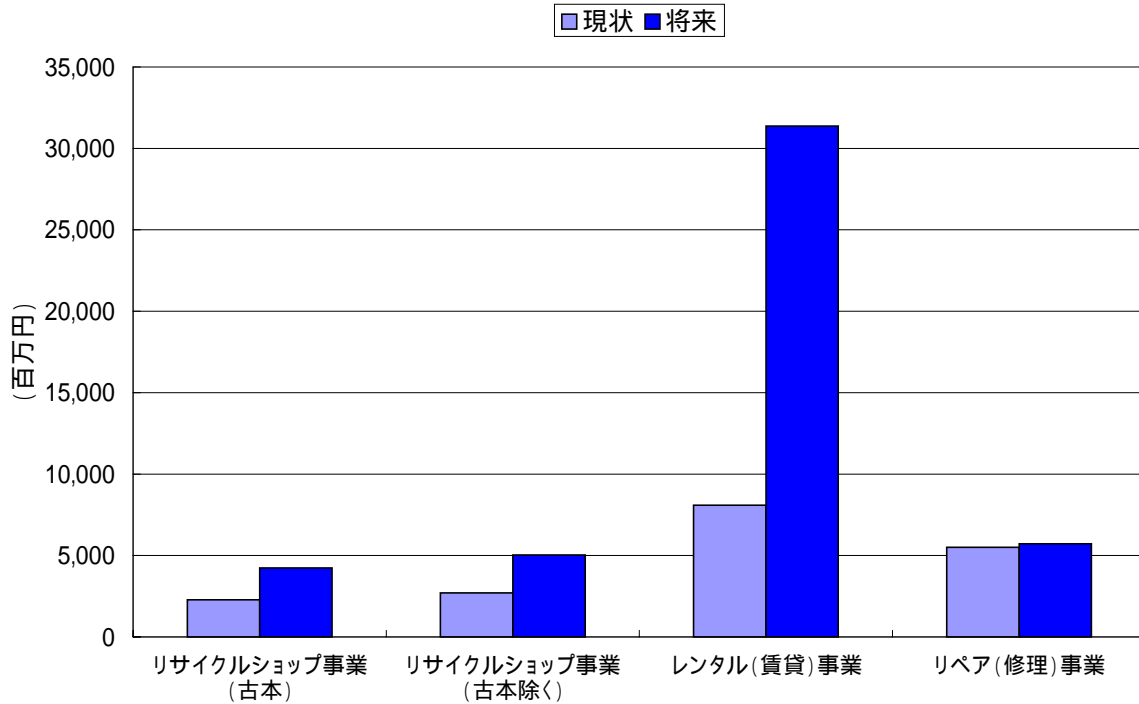
(注1)現状の取組み:いつも行っている、ある程度行っている、半々であるの回答割合の合計

(注2)将来の意向:取り組んでいきたい、どちらともいえないの合計

来における各種環境重視型ビジネスの潜在的可能性(需要的側面からの算定)

前述のアンケート結果の成長率を環境重視型ビジネスの需要の成長率として、世田谷区における区民の需要側からみた各種環境重視型ビジネスの潜在的可能性を算定した。

需要的側面からみた環境重視型ビジネスは現状の186億円から将来464億円に成長すると期待できる。



(注1)リサイクルショップ事業の現状は、商業統計上の商品販売額である。

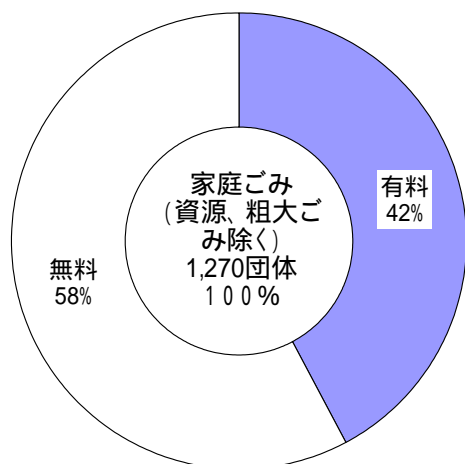
(注2)レンタル事業とリペア事業は、事業所・企業統計における従業者数に各従業者1人当たり500万円の売り上げを見込んだ推定である。

経済的手法について

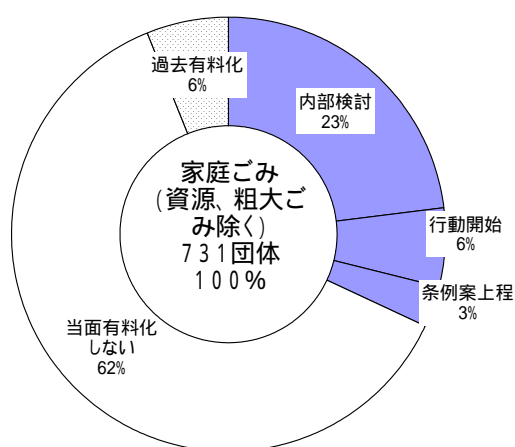
ごみ減量に係る主な経済的手法

	概要	主な利点	主な課題
補助(助成)・報奨金	ごみの減量に係る行為、機器の購入に対する金銭的支援、例えば、集団回収への補助金や生ごみ処理機購入への助成金。	資源回収等ごみ減量活動を促進することができる。	補助の基準設定。 補助の効果がない場合の補助の中止をどうするか。
ごみの有料化(税)	ごみの排出に伴い処理料金(税)を徴収する仕組み。	ごみ量に応じた費用負担の公平性を確保することができる。 ごみと資源に価格差(税額の差)を設けることにより、資源分別を進めることができる。 得られた収入をごみ減量の原資とすることができる。	資源分別等が進む仕組みづくり(課金対象、課金体系、額等の設定)。 徴収費用の抑制。
デポジット制度	容器を伴う商品の販売に際して、予め一定の金額を預り、容器の返却時に対して、預かった金額を返却する仕組み。	容器の回収率を高めることができる。	特定の地域で実施する場合に、その地域での消費が減少する恐れがある。できるだけ広範囲での実施が望ましい。

平成 13 年度家庭ごみ有料化の実施状況



有料化を実施していない自治体における検討状況

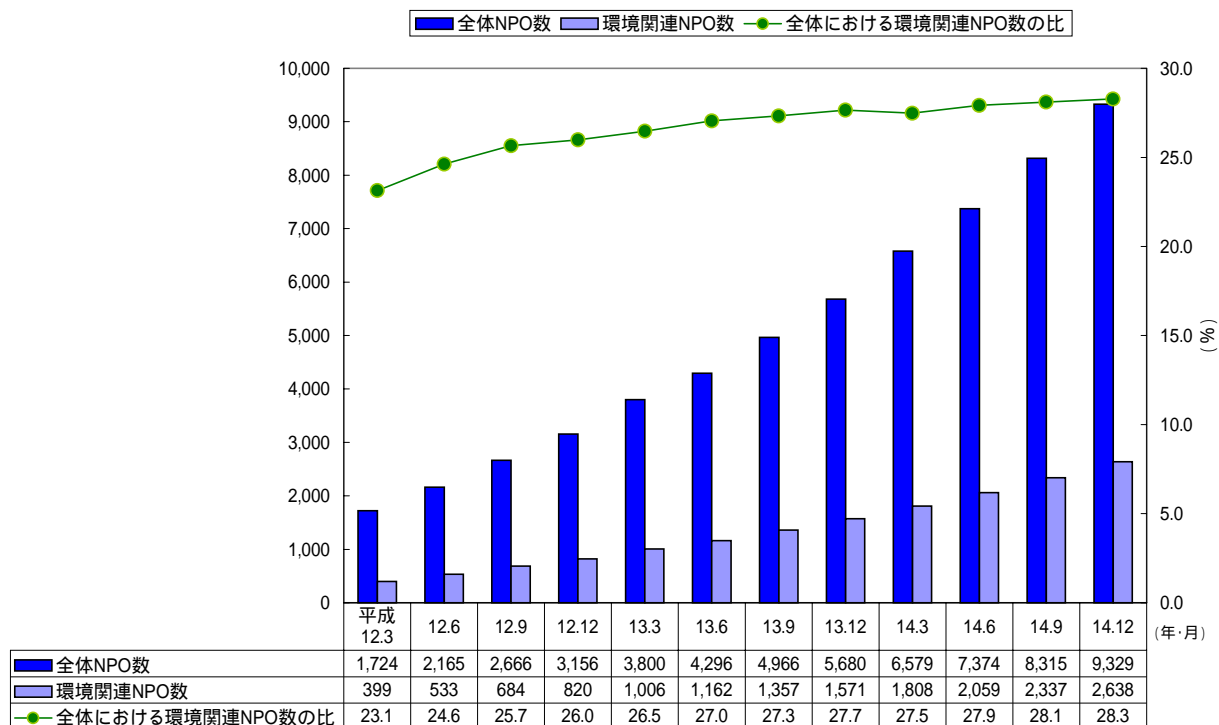


(注) 団体には、一部事務組合を含む。

出典：社団法人全国都市清掃会議

環境保全活動に取り組む NPO 法人（特定非営利活動法人）数

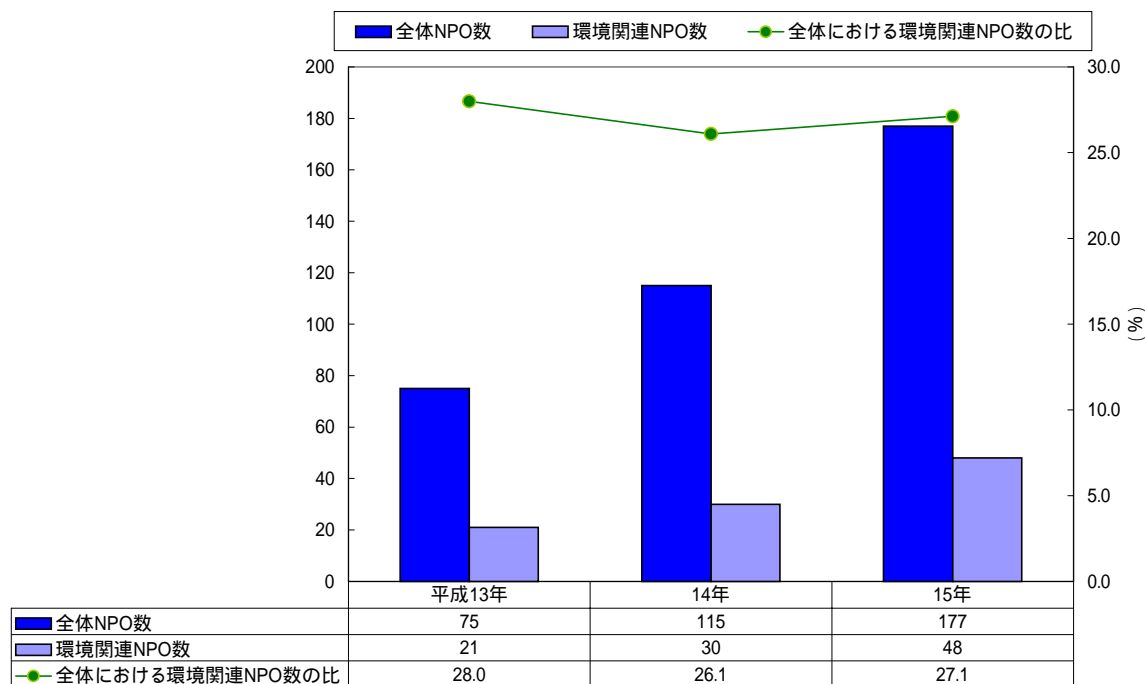
全国の環境保全活動に取り組む NPO 法人（特定非営利活動法人）数



(注)環境関連 NPO 数:特定非営利法人の定款に「環境の保全を図る活動」を活動分野として記載している法人数。一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合がある。

出典:平成15年版環境白書(環境省)(環境関連 NPO 数については、内閣府『特定営利法人の活動分野について』より環境作成)

世田谷区の環境保全活動に取り組む NPO 法人（特定非営利活動法人）数



ごみの減量に係る関連法令と事業者の取組み

	法の主旨	事業者の責任	進捗状況・効果	課題等
循環型社会形成推進基本法 平成 13 年 1 月施行	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会を脱し、廃棄物等の発生抑制、循環的資源の循環(再使用、再生利用、熱回収)、適正な処分の確保を取組みの優先順位とし、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指す。	循環資源を自らの責任で適正に処分(排出者責任)、製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等(拡大生産者責任)	循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本計画を策定(平成 15 年 3 月 14 日閣議決定)。内容には、数値目標(廃棄物の減量その他、循環型社会ビジネス市場の拡大等含む)や国や各種主体の役割(NPO 含む)、計画の進捗状況の評価・点検の実施を盛り込んでいる。	廃棄物処理法上の廃棄物の定義の違い(廃棄物処理法:自らの利用、もしくは有償で他人に譲渡できないもの、循環型社会形成推進基本法:循環的な利用が不可能なもの)が循環的利用推進上の課題となる。
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) 平成 13 年 4 月施行	リデュース、リユース、リサイクルの 3R を促進するための法律。平成 13 年 4 月から 10 業種 60 品目が指定:一般廃棄物及び産業廃棄物の概ね 50% をカバー	製品の回収、リサイクル、省資源化、長寿命化による廃棄物発生抑制対策(リデュース)、回収した製品からの部品等の使用(リユース)等の取組みが求められる。	「資源の有効な利用の促進に関する法律」への改称の際に、更に上流に目を向けた発生抑制(リデュース)再利用(リユース)を含めた 3R 対策が進められつつある。	努力目標となっており、強制力がない。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法) 平成 9 年 4 月施行	事業者、消費者及び行政それぞれの役割分担に基づき、容積でごみの約 6 割を占めるといわれる容器包装廃棄物のリサイクルを進めるための枠組みを定めた法律。	特定事業者(製造事業者、販売事業者)は容器包装の再商品化義務を負う。	容器包装(PET ボトル、その他容器包装等)の再商品化が進められているとともに、容器包装の軽量化への取組み等が進められている。	特に、自治体における収集費用の負担の増加(ただし、収集の実施有無は自治体の判断に任されている)。また、再商品化の費用を負担しない事業者(フリーライダー)が出ている(立入検査等により指導等の徹底が進められている)。現在、国により、同法の施行に伴う効果の検証が進められている(自治体の費用負担の変化や環境負荷等についての調査を実施)が、今後は、拡大生産者責任の徹底の観点からの同法の見直しが望まれる。
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 平成 13 年 4 月施行	事業者と消費者の役割分担のもとで、家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物のリ	小売事業者による引取り、製造事業者による再商品化等が義務付けられている。	処理効率確保のための製造過程における製品の解体容易性の推進。	リサイクル工場が全国に分散配置されていないため、リサイクル費用の中の物流費が占め

	法の主旨	事業者の責任	進捗状況・効果	課題等
特定 4 品目： テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、エアコン	サイクルを促進するための枠組みを定めた法律。	消費者が収集運搬料金とリサイクル料金を支払う。	自治体の粗大収集の負担軽減。 脱ハロゲンの推進。	割合が高い。 不法投棄の防止対策を引き続き実施。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) 平成 13 年 5 月施行	多量の食品廃棄物を排出する事業者に、その一定割合の再生利用等を義務付けた法律。	食品関連事業者(製造・加工・卸売・小売・飲食店等)による食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の促進。	食品廃棄物等の発生抑制、堆肥化、飼料化が進みつつある。	食品廃棄物の排出先(供給側)と堆肥化の受け入れ先(需要側)のネットワーク化。
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法) 平成 13 年 4 月施行	国の機関を中心として、環境負荷を低減するものやサービスを調達する取組みを規定した法律。	事業者は、その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供しよう努める。 他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。	特定調達品目(国等の機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)は、平成 14 年 2 月に追加が行われ、変更後 152 品目になった。分野は紙類、文具類、機器類、OA 機器、家電製品、照明、自動車等、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、設備、公共工事に及ぶ。	他の環境ラベルとの整合性、特定調達品目の追加に関する基準、考え方。